

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 13 日現在

機関番号：32411

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12685

研究課題名（和文）仲裁判断の既判力理論の比較法的研究

研究課題名（英文）Comparative Legal Study of Res Judicata Theory of Arbitral Awards

研究代表者

宮下 摩維子（Miyashita, Maiko）

駿河台大学・法学部・講師

研究者番号：20816897

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、イングランド・ウェールズにおける1996年仲裁法69条の定める「法律問題に関する上訴制度」が仲裁判断の既判力にどのような影響を与えているかを明らかにしたうえで、日本の仲裁法において仲裁判断の既判力はどのように理解すべきか、理論的に解明することを目的とする。本研究課題の成果として、東京高裁平成30年8月1日決定に関し、判例評釈を執筆し（判例時報 No.2452〔評論 No.739〕）、論説「仲裁判断における実体法の適用と国家裁判所への上訴制度：1996年英国仲裁法69条について」（駿河台法学36(1),111-180頁）を執筆した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イングランド・ウェールズにおける仲裁の歴史的な変遷をまとめ、1996年法69条の定める国家裁判所への上訴制度について検討を加えたことに意義がある。英国は古くから商業の中心地として発達し、仲裁はその発達に伴い増加した紛争を私的に解決する機関として存在感を示した。しかし紛争解決制度は国家の支配権の象徴であったため、国王裁判所は仲裁に対し介入を試みた。国王裁判所は仲裁判断に法的効力を付与し、仲裁廷も裁判所へ歩み寄ることにより仲裁判断の法的拘束力を強めた。この背景は、現代においても、本法のもと示された仲裁判断の既判力に大きな影響を与えている。近時の判例はこの裁判所の権限を極めて抑制的に解釈している。

研究成果の概要（英文）： This project focuses on res judicata (the binding power) of arbitration awards as England and Wales holds an unique system which allows parties to appeal to a judicial court when he/she has a question on the interpretation of the law towards the arbitration awards, while in Japan no appeal is allowed once an arbitration award is made. There seems to be a slight difference between res judicata of an arbitration award in England and Wales and the one in Japan. As the result of my research, a commentary on the Tokyo High Court's August 1, 2008 decision (Hanrei Jihou No.2452 [Review No.739]) and an academic thesis "Application of Substantive Law in Arbitral Awards and the Appeal System to the National Court: regarding Article 69 of the UK Arbitration Act 1996" (Surugadai Horigaku 36(1), pp.111-180) was published.

研究分野：民事手続法

キーワード：仲裁 イングランド・ウェールズ法 既判力

### 1. 研究開始当初の背景

日本では、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が平成 19 年に施行されて以来、ADR は司法制度改革の一環として推進されてきた。その活用の興隆に伴い、運用について様々な問題点が生じている。様々な ADR の一つである仲裁は、制度としては古くから存在するものの、日本国内においてはさほど広範囲に用いられた裁判外紛争解決制度とはいえない。その一方で、広く世界に目を向けると、多くの渉外紛争は仲裁によって解決を目指されているか、もしくは紛争が勃発した際には仲裁を利用することを想定して契約が締結されている。

以上のように仲裁が国際的に信頼される紛争解決制度と解されている一因として、仲裁判断には確定判決と同一の効力が認められることが挙げられる。既判力は紛争を解決済みのものとする効力であるから、仲裁判断に既判力が生じれば、これと矛盾する主張の蒸し返しが抑制される。仲裁判断の既判力について、通説である積極説はその実質的根拠を仲裁契約の存在と適正な手続保障に求める。仲裁契約の存在により、仲裁人のなした仲裁判断に従う当事者の共通の意思が確認されるのであるし、この意思は適正な手続保障を当然の前提とするものであって、これは判例も支持するところである(東京地裁昭和 42 年 10 月 20 日判決)。

では、確定判決に認められる既判力と、仲裁判断に認められる既判力とは、全く同一のものといえることができるか。両者の違いは、まず職権調査事項であるかという点である。確定判決の既判力は職権調査事項であり、したがって当事者が援用しなくても裁判所はこれを基礎として却下判決をくだすことができる。しかし、仲裁判断の既判力は当事者の主張があって初めて考慮されるものであり、職権では斟酌されないとされるが、仲裁判断の既判力の実質的根拠の一端が当事者の合意であるところの仲裁契約にあることによるとされる。また、仲裁判断の既判力は、仲裁判断を基礎とした執行判決が確定するまでは、当事者の合意によりこの効力を解消することが可能である。これらの相違点を受け、仲裁法の「確定判決と同一の効力」という文言から考えられる確定判決と全く異なることのない既判力理論の当てはめではなく、確定判決と「異なる」もしくは「弱い」既判力理論を提示する学説も主張されている。また、従来の確定判決を念頭においた既判力理論とは異なる既判力概念を構築する必要性を説いている学説も存在するが、いずれにせよいまだ議論が尽くされていると言い難い。このように、仲裁判断の既判力がいかなるものかについて、支配的な見解は存在しないのが、研究開始当初の学問的背景であった。

### 2. 研究の目的

以上のように、日本における仲裁の歴史は比較的長いものであるにもかかわらず、いまだ理論的に解明されていない点も多く残っている。特に仲裁判断の既判力をどのようにとらえるかは仲裁制度の根幹にかかわる問題であるため、これを明らかにすることを本研究の最終的な目的とした。仲裁判断に与えられる既判力を正確に理解することは、仲裁制度への信頼を増加させるものである。日本国内において仲裁制度によって紛争解決を目指す利用者だけではなく、諸外国の、特に本研究が比較法対象法域とするイングランド・ウェールズにおいて仲裁を利用しようとする主体にとっても、渉外契約を締結する際の懸念を小さくするものとしたい。

### 3. 研究の方法

この問題を検討するにあたり、イングランド・ウェールズの仲裁制度の歴史の変遷を明らかにすることが必要であった。イングランド・ウェールズにおいて、仲裁は長い歴史を有する紛争解決方法として確立した制度とみなされている。しかし、その歴史は仲裁裁判所と国家裁判所との激しい覇権争いを抜きにしては語れず、この対立の推移は、特に裁判所の仲裁手続および仲裁判断への介入という形をとって表面化している。本研究は、こうした制度の歴史的背景の概観を念頭に、イングランド・ウェールズにおいて、現行法たる 1996 年仲裁法 69 条が、仲裁判断の中で仲裁人が示した法律問題に関する判断について、制限的であるとはいえ、国家裁判所への上訴権を認めていることを詳らかにした。なお、1996 年仲裁法 69 条の「法律問題に関する上訴制度」は、仲裁手続の当事者は、別段の合意がない限り、「仲裁判断中の法律問題(question of law)について裁判所に対して上訴することができる」と定めている。仲裁判断の理由の附記の免除は、裁判所の上訴管轄権の排除の合意とみなされる。事件の全当事者の合意があるか、または裁判所の許可がなければ、国家裁判所への上訴はできないが、その際に用いられる判断基準は、1996 年法以前に判例法のもととめられてきた基準を成文化したものである。

つぎに、上記の制度の判例法理における適用状況を、(1) *Shell Egypt West Manzala GmbH v. Dana Gas Egypt Ltd.* 事件(2009 年)および(2) *Sheffield United Football Club Ltd v. West Ham United Football Club plc.* 事件(2008 年)の 2 つの事例から明らかにした。(1) 事件では、油田開発を目的とする契約における仲裁条項に記載された『終局的、最終的、かつ拘束力を有する (final, conclusive, and binding)』という文言が、国家裁判所への上訴権を排除するか否かが争われたが、裁判所は上訴権の排除合意とは認めず、その判断には慎重な態度を示した。(2)

事件は、スポーツを巡る紛争を仲裁で解決しようとした事件である。本件内部規定は、仲裁判断が終局的かつ拘束力を有するものとしており、国家裁判所への上訴を明示的に排除していた。しかし、これは国家裁判所への上訴の排除であったため、仲裁裁判所への上訴を排除する規定と解釈することはできないと判示した。すなわち、イングランドは、法律問題に関する上訴制度を法改正ごとに抑制しつつも、その適用に際しては厳格に解する傾向にあることが分かった。

さらに、日本国内における仲裁制度の検討を行った。東京高裁平成 30 年 8 月 1 日決定は、日本で行われた仲裁判断の取消申立てに対し、国内の民事訴訟手続に関する法令の解釈に固執するのではなく、諸外国の仲裁法と共通の解釈、国際的に通用する解釈が適用されるべきであることを明示的に示したものである。仲裁利用の促進という仲裁法の立法趣旨に鑑み、民事訴訟手続におけるような緻密な手続上の義務や負担にとらわれずに、仲裁手続の特性を生かした手続を行うとともに、仲裁判断の取消を行うにあたっても単なる実体法の解釈適用の誤りを理由とすることは許されないと示した。特に、本件では原告から本件仲裁判断は申立範囲を逸脱している点が主張されたことや、原決定が手続的公序違反を認定し、仲裁判断の取消事由が存在すると判断したことから、国内の民事訴訟手続の諸原則が仲裁手続においてはどの程度適用を受けるべきかが論じられたことを示した。

#### 4. 研究成果

本研究は、上に述べた世界的にみても極めて独特な制度が、イングランド・ウェールズの裁判所における仲裁判断の有する既判力をはじめとした法的拘束力に大きな影響力を及ぼしているとの仮説に基づいて行われたものである。

被助成期間には、イングランド・ウェールズにおける仲裁制度の歴史的変遷について、特に「法律問題に関する上訴制度」が現行法に制定されることになった経緯に限定して詳らかにし（「仲裁判断における実体法の適用と国家裁判所への上訴制度：1996 年英国仲裁法 69 条について」駿河台法学 36(1), 111-180 頁）さらにそのようにして成立した本制度が判例においてどのように適用され、いかなる判例法理を確立しているのかについて明らかにすることができた（「1996 年英国仲裁法 69 条の判例法理への適用（仮題・未刊行）」。さらに、日本で下された仲裁判断につき国家裁判所で仲裁判断の取消を求めることにより、実質的に仲裁判断の妥当性につき判断することを求められた東京高裁平成 30 年 8 月 1 日決定に関し、判例評釈を執筆し（判例時報 No.2452〔評論 No.739〕, 119-124 頁）、日本の仲裁判断の既判力について若干の比較法的検討を加えることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 宮下摩維子	4. 巻 36 (1)
2. 論文標題 仲裁判断における実体法の適用と国家裁判所への上訴制度 : 1996年英国仲裁法69条について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 駿河台法学	6. 最初と最後の頁 111;180
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 宮下摩維子	4. 巻 2452
2. 論文標題 日本における仲裁判断取消審において国内民事訴訟手続の規律ではなく、国際的に通用する解釈を適用すべきとした事例 (判批)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 119-124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------